

広告



その道の専門家にきく 中日 教えてナビ

東海エリアの専門家を紹介するWebサービスです。あなたの悩みや疑問を相談したり、専門家を探すことができます。

中日 教えてナビ

検索



お問い合わせ・運営/株式会社中日アド企画 中日教えてナビ運営事務局
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-5-2 中日新聞社北館5F
TEL.052-239-1226

紙面出張 Q&A

ビジネス・キャリアの専門家



平日夜10時まで
休日も対応する税理士

よねづ税理士事務所
米津 晋次
愛知県名古屋市

Q パートタイムで働く女性の「103万円の壁」とは？

パートタイムで働く主婦ですが、夫の扶養範囲内で働くにはどうしたら良いのでしょうか？
「103万円の壁」について詳しく知りたいです。

A 2018年1月からは配偶者特別控除の対象が拡大されます。

「103万円」とは、「給与所得控除(65万円)」と「基礎控除(38万円)」を足した金額のことです。パート収入に限らず、給与として支払われる収入は、最低65万円が概算経費として差し引かれます。要するに103万円の給与収入がある場合、103万円(給与収入)ー165万円(給与所得控除)＝38万円(給与所得)となります。所得が38万円以下であれば、「配偶者控除」の対象になります。例えば、夫がサラリーマンとして給与を得ている場合、妻の給与収入が103万円以下で

あれば、所得は38万円以下となり、夫の所得から配偶者控除分(38万円)を差し引くことができます。

所得が38万円以下で配偶者控除を受けられるのは、妻が商売をしている場合でも同じ。収入(売上など)ー経費が38万円以下であれば、同様に配偶者控除を受けることができます。収入が103万円以下でも所得が38万円を超えると配偶者控除を受けられなくなることに注意してください。

ただ、配偶者控除が受けられなくても配偶者特別控除があり、ほとんどの人は「103万円の壁」は税金上の壁にはなりません。多くの会社でパート収入が103万円を超えると家族手当が打ち切りになることが、「103万円の壁」になる理由です。

2018年1月からは配偶者特別控除の対象が拡大され、パート収入が150万円以下なら配偶者控除又は配偶者特別控除の満額控除を受けられるようになる一方、配偶者控除には夫の所得制限が導入されますので要チェックです。

中日教えてナビでは
様々なジャンルの
専門家が皆さんの
相談にお答えします。

スクール・趣味の専門家



パーソナルカラースタジオ
(株)彩花
稲垣 有美子
愛知県名古屋市

マネー・保険の専門家



服部FP事務所
服部 清和
愛知県あま市

整理収納・掃除の専門家



一般社団法人
ライフクリエイティブ協会
上田 伸美
愛知県愛西市

スクール・趣味の専門家



日本舞踊西川流
西川 長秀
愛知県名古屋市

法律の専門家



照田法律事務所
樋田 嘉人
愛知県名古屋市

ペットの専門家



名古屋ドッグ整体
KENKEN
若尾 瑠美
愛知県名古屋市

住宅・不動産の専門家



トヨタホーム名古屋(株)
木下 直樹
愛知県名古屋市